

系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託 企画提案競技実施要領

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託 07-DK-A8」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- （１）業 務 名 系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託 07-DK-A8
- （２）業務内容 「系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- （３）委託期間 契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで
- （４）委託金額の上限 20,603,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施スケジュール

- （１）公募開始（実施要領等の公開） 令和7年10月23日（木）
- （２）実施要領等に関する質問の受付期限 令和7年10月29日（水）午後5時まで
- （３）（２）の質問に対する回答 令和7年11月 4日（火）
- （４）参加資格確認申請書の提出期限 令和7年11月10日（月）午後5時まで
- （５）参加資格確認結果の通知 令和7年11月13日（木）
- （６）企画提案書等の提出期限 令和7年11月17日（月）午後5時まで
- （７）審査委員会開催・受託候補者選定 令和7年11月下旬（予定）
- （８）決定通知 令和7年11月下旬（予定）
- （９）契約締結 令和7年11月下旬（予定）

3 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者で、かつ秋田県知事（以下「知事」という。）から参加資格の確認を受けた者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （３）企画提案競技参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、秋田県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

4 手続等に関する事項

(1) 事務局

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎6階
秋田県産業労働部公営企業課 企画・経営チーム

電 話：018-860-5012

FAX：018-860-5831

メールアドレス：koueikigyuu@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しない。

応募に必要な書類は、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－ 「コンペ情報」
--

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、実施要領等に関する質問票（様式 1）により受け付ける。

ア 受付期間：令和 7 年 10 月 29 日（水）午後 5 時まで

イ 受付場所：4（1）に同じ

ウ 提出方法：電子メール

エ 回答方法：質問及び回答事項を取りまとめの上、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

オ 掲載期日：令和 7 年 11 月 4 日（火）

(4) 参加資格の確認

参加者は、次の提出書類を提出期限までに事務局に持参または郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- ・（様式 2）企画提案競技参加資格確認申請書
- ・（様式 3）秋田県暴力団排除条例第 4 条に係る照会に関する資料
- ・会社の履歴事項全部証明書（過去 3 ヶ月以内に発行されたもの。写し可。）

イ 提出期限：令和 7 年 11 月 10 日（月）午後 5 時まで

- ・持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）までの間に事務局に提出すること。

- ・郵送の場合は、書留により事務局へ提出すること。（提出期限内必着）

ウ 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができない。

エ 参加資格の確認結果は、令和 7 年 11 月 13 日（木）までに電子メールにより通知

する。

オ 参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。

カ 参加者は、参加資格確認後に企画提案競技への参加を取りやめることとなった場合は、企画提案競技参加辞退届（様式4）を提出すること。

（5）参加資格の喪失

参加資格確認後であっても参加資格の要件に該当しなくなったときは参加資格を失う。

（6）参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により県に対して書面での理由の説明を求めることができる。

県は説明を求めた者に対し、書面を受理した日から5日以内に電子メールによりその理由を通知する。

ア 請求期限 令和7年11月14日（金）午後5時まで

イ 提出場所 4（1）に示す事務局

ウ 提出方法 電子メール（様式は任意）

5 企画提案書等の作成及び提出

（1）企画提案書

企画提案書（様式5）は、次により提出すること。

ア 企画提案書は仕様書を熟読の上、作成すること。

イ 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4版とする。

ウ 企画提案書はパワーポイント、ワード等で作成し、図・表・その他必要と思われる資料を用いること。

エ 提出できる企画提案書は1案のみとする。

オ 本業務を履行期限までに完了するためのスケジュールと実施体制を記載すること。

カ 提出部数は6部とする。

（2）経費見積書（様式6）

本業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税額を含む。）とその積算内訳を記載すること。内訳には、労務費内訳（調査業務従事者の役職等、労務単価、延べ人数）及び旅費等直接経費内訳を記載すること。

（3）提出期限

令和7年11月17日（月）午後5時まで

（4）提出方法

ア 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までの間に事務局に提出すること。

イ 郵送の場合は書留により事務局へ提出すること。（提出期限内必着）

（5）その他留意事項

- ア 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。
- イ 一度提出した企画提案書等は、差替えや撤回をすることはできない。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

企画提案競技の審査は、資料 3「系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託企画提案競技審査要領」及び資料 4「系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託企画提案競技審査票」に基づき行う。なお、本業務の実施に要する費用の総額が委託金額の上限を上回った場合には、審査の対象としない。

(2) 審査委員会の開催

提出された企画提案書等に基づき審査を行う。原則としてプレゼンテーション審査は実施しないが、審査委員会が必要と判断した場合は別途ヒアリングを行う。

審査委員会で最も優れていると認められた者を本業務の受託候補者として選定し、審査の結果は企画提案競技参加者に通知する。ただし、提案内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査委員会で判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

(3) 不服申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日から起算して 2 日（秋田県の休日を含む）を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 条）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てをすることができる。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成

県と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(2) 契約保証金

受託候補者は、秋田県公営企業財務規程（昭和 43 年秋田県公営企業管理規程第 6 号。以下「財務規程」という。）第 75 条第 1 項の規定に基づき、県に対して委託金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として納付し、又はそれに代わる担保を提供するものとする。

ただし、財務規程第 76 条第 3 号により、契約の相手方が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類（※）及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないことが認め

られる場合は免除するものとし、受託候補者が免除を希望する場合は、当該契約の契約書等必要な書類の写しを提出するものとする。

なお、受託候補者が納付した契約保証金は、財務規程第 7 7 条の規定に基づき、委託業務完了後に還付する。

※ここでのいう契約の種類とは、蓄電池関係事業に限らず、再生可能エネルギー関係事業の可能性調査や計画策定等に関する契約も含む。

(3) 企画提案の取扱

企画提案書等に記載された事項は、委託業務仕様書と合わせ契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させるものとする。

(4) 選定の取消し等

受託候補者が契約を締結しないとき、又は協議が整わず契約締結に至らなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会で次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

8 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意志及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 本件の企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。